

事 業 実 績 報 告 書

令和 2 年度

学 校 法 人 明 净 学 院

学校法人明浄学院

令和2年度事業実績報告書

法人の概要

建学の精神

『明(あか)く、淨(きよ)く、直(なお)く』の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、
知性に輝く有為の人材の育成

主な沿革

1921.4	大阪府大阪市阿倍野区に「明浄高等女学校」を開校。
1947.4	「明浄学院中学校」設置。
1948.4	「明浄学院高等学校」設置。
1985.4	大阪府泉南郡熊取町に「大阪明浄女子短期大学（英語科）」開学。
1989.4	同短期大学に文芸科を増設。
2000.4	短期大学と共に敷地に「大阪明浄大学（観光学部・観光学科）」開学。男女共学。
2003.4	短期大学 2004年度以降の入学生募集停止。
2004.4	主たる事務所を大学所在地に移転。
2004.9	明浄学院中学校廃止認可。
2006.4	「大阪観光大学」に大学名称変更。
2009.8	大阪明浄女子短期大学廃止認可。
2010.4	大阪観光大学に教職課程設置。
2013.4	大阪観光大学に国際交流学部を増設。
2017.4	大阪観光大学に別科を設置。

設置する学校（R.3.4.1）

大阪観光大学	観光学部・観光学科 国際交流学部・国際交流学科
明浄学院高等学校	全日制・普通科

学生・生徒数（R.3.5.1）

	入学定員	編入学定員	収容定員	志願者	合格者	入学者	1年	2年	3年	4年	合計
観光学部	130	15	550	182	147	137	137	155	157	179	628
国際交流学部	60	5	250	71	70	64	64	65	69	81	279
高等学校	180	-	540	113	113	79	79	69	82	-	230
計	370	20	1,340	366	330	280	280	289	308	260	1,137

高等学校は定員に替え募集人員。志願者・合格者に編入学は含まない。

教職員数（R.3.5.1）（契約教職員を含む専任）

	教育職員	事務職員	計
大学	35	41※	76
高等学校	34	5	39
法人	0	4	4
計	69	50	119

※別科教職員を含む

役員等数 (R. 3. 4. 1)

	定数	現員
理事	9~12	10
監事	2	2
評議員	25~28	23

※評議員の総数は、理事総数の二倍をこえる員数たることを要する(寄附行為第21条第2項)。

役員 (R. 3. 4. 1)

理事長	中井康之	管財人、弁護士
理事	伊藤鉄也	大阪観光大学学長
理事	渡邊雅彦	明浄学院高等学校校長
理事	山田良治	大阪観光大学副学長
理事	小林俊裕	明浄学院高等学校元教頭
理事	鷲見光博	学校法人藍野大学常務理事
理事	麦島善光	学校法人理知の杜理事長
理事	印藤弘二	理事職務代行者、弁護士
理事	秋山栄理	理事職務代行者、弁護士
理事	坂川雄一	理事職務代行者、弁護士
監事	新川大祐	公認会計士
監事	本田壽秀	公認会計士

校地・校舎 (R. 3. 3. 31)

区分	大阪観光大学			明浄学院高等学校			法人総計		
	大阪府泉南郡熊取町大久保南5-3-1		大阪府大阪市阿倍野区文の里3-15-7	専用		共用			
	専用	共用	計	専用	共用	計			
校地	45,419.17m ²	0m ²	45,419.17m ²	13,891.55m ²	0m ²	13,891.55m ²	59,310.72m ²		
校舎	16,493.42m ²	0m ²	16,493.42m ²	9,643.80m ²	0m ²	9,643.80m ²	26,137.22m ²		
図書館	蔵書総数	99,773	座席数	189	蔵書総数	22,676	座席数	64	122,449冊

(校地・校舎等は、すべて学校法人自己所有。蔵書には視聴覚資料等を含む。)

卒業者数等 (R. 3. 3. 31)

学校	令和2年度	卒業者総数
大阪観光大学	186	2,439
明浄学院高等学校	117	37,638
大阪明浄女子短期大学	—	5,427
総	計	45,504

高等学校には、明浄高等女学校卒業の3,868名を含む。

大学卒業者への授与学位は、観光学部は学士（観光学）、国際交流学部は学士（文学）。

卒業者数と学位授与数は同数である。

過去の大学卒業者の就職率は次の通り。各年度の3月末時点での数字を表す。

卒業年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就職率	85.1%	96.5%	99.2%	93.8%	70.1%

令和2年度大阪観光大学事業報告

令和2年度は、民事再生手続の中、8月には大阪観光大学の支援者も決定し、再建に向けた諸活動を発展的に継続することができた。この過程で、明浄学院高等学校を別の学校法人に設置者変更することとなり、大阪観光大学は、令和4年度から一法人一大学として新しい理事会組織の下で装いも新たに船出すべく、令和3年度は諸事業の発展に向けた事業改革を加速している。

大阪観光大学は、「日本の玄関」として1994年に開港した完全24時間運用可能の「関西国際空港」から最も近い大学であり、グローバル時代の要請に応えられる人材の育成を目指している。振り返れば、当初の観光学部に加えて、2013年4月に新たに国際交流学部を開設したものの、その特徴（「和魂地球人」の養成）の社会への周知ができず、定員確保ができない状態が続いた。しかしながら、2016年度より組織改革とともに入試広報に全力を投入した結果、翌17年度以降は入学者定員を充足するに至った。その後昨年来、コロナ禍という新たな困難が加わり、ポストコロナを見据えた観光と、そこでの観光大学のあり方が問われる状況を迎えていた。こうした状況の中でも、安定した入学者を確保しつつ人材養成の高度化を実現していくために、既存の諸事業を継承しつつ、同時に新たな船出に向けて諸事業の全般的な見直しに着手しているところである。

1. 多様性と包摂の観点による教育の質保証の改善

- ① 新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン授業中心の1年間となつたが、オンライン授業については、教員・職員それぞれへの学生からの問合せ窓口を複数設置し、また、FD研修会で取り上げるなどすることにより、大きな問題もなく実施することができた。
- ② 新たな取り組みとして、蓄積した学修成果の可視化のため、学生から2・3年次終了時にポートフォリオレビューの提出を求めている。
また、2019年度からは文章作成能力向上のため、ライティング・インテンシブ科目を設定した。
- ③ ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーについて、オリエンテーションや履修の手引きに記載することなどによって周知を行つた。
- ④ 観光学の先端的研究に基づき、体系的且つ斬新なカリキュラムを備えた、日本最大規模の観光学教育拠点の実現に向け、教育組織への再編やカリキュラムの具体化を進めている。
- ⑤ 次年度に向け、情報処理関連施設であるパソコン教室の設備を更新した。
- ⑥ 日本語教育と外国語教育における習熟度別クラスの実施を行つた。
- ⑦ FD研修会をオンライン授業実施に関する内容も含め5回実施した。
- ⑧ 公開講座の4講座開講や大学コンソーシアム大阪との単位互換「センター科目」開講など、地域連携を推進した。
- ⑨ 海外の協定大学との交流の再確認を行つた。
- ⑩ 科研費については、申請数が17件と、かつてない申請数となり、内6件が新規採択された。
- ⑪ 日本高等教育評価機構による認証評価（再評価）は、元理事長による不祥事により「2017年度認証評価結果を不適合とする」との認定を受けた。
次回の認証評価の受審に向け、学校法人及び大学の新生・再建のための諸施策を継続と、自己点検体制を強化する。

2. きめ細やかな入試広報と就職指導の継続

- ① コロナ禍の厳しい状況の中での学生募集においては、令和3年度の入学者として、入学定員190名に対し201名、編入学定員20名に対して30名と定員を確保することができた。
- ② 強化クラブである硬式野球部は、2020秋季リーグで優勝し1部リーグに復帰となった。また学生募集においても、入学者24名と前年度に比べ大幅に増加した。
- ③ キャリアセンターとスタジオとの連携による就職指導については、スタジオがオンライン授業となつたため、十分な連携が出来なかつた。
- ④ コロナ禍で授業によるインターンシップは不開講となり、参加促進につなげることが出来なかつた。
- ⑤ 別科（日本語学校）の入学者はコロナ禍の厳しい状況の中、2020年7月生、10月生、2021年4月生の合計入学者が37名入学した。
また、別科卒業生の本学学部への入学者が32名であった。
今後、別科（日本語学校）の教育内容の充実を進めていくこととした。

3. 施設設備の充実（学生支援）

- ① 教育設備更新として、パソコン教室（4教室）の教育設備を更新した。
- ② 学生生活環境の向上に向けた環境の整備として、次年度以降の年度別施設計画（3年）を策定した。
- ③ 学内におけるコロナウイルス感染防止対策として、AI顔認証＆検温システムの検温機3台設置、食堂のテーブルへアクリル板設置、消毒液用マイボトルの配布などの対策を行つた。

4. 付属機関の充実

- ① 本学の研究機能を集約・一元化し、科研費による研究及び地域密着型の地域研究を重点的に推奨し、観光学の発展とさらなる地域貢献を目指して、観光学研究所の機能を強化することを決めた。
- ② 国際交流センターにおいては、コロナ禍による海外留学中止の代わりとして、短期オンライン留学プログラムを2回、マレーシアオンライン就業体験を1回実施した。
また、海外大学、公的機関、団体等との国際交流業務の再検討も行った。
- ③ キャリアセンターにおいては、コロナ禍による就職環境が厳しかったことにより、就職希望者に対し3月31日現在で70.1%という就職率となつた。

5. 健全な大学運営

- ① 今年度も入学定員を充足し、総定員800名に対し現員914名を確保した。
- ② 経常費補助金は、令和2年度も前年度に引き続き、元理事長の不祥事を原因として、学校法人の管理運営が適性を欠くという事由で不交付となつた。
令和3年度以降は、管財人の下で経営陣を刷新し、内部統制機能の強化、ガバナンスの再構築及びコンプライアンス推進体制の強化などを実行し、速やかな満額交付を目指す。
- ③ 大学の中期計画策定にあたり200件以上の提案があり、3月31日までに「中期計画2021-2026（初版）」として、「大阪観光大学9の約束」を策定した。
また、中期計画策定過程のなかで、提案を整理する教員、職員のプロジェクトチームにより「大阪観光大学 教職員の目標と行動指針」が作成された。
- ④ 令和3年1月以降、課長会議、職場会議、中期計画プロジェクトチーム会議等を通じ、本学が抱える問題の改善や各種情報の共有化を目的として定期的に開催している。

令和2年度明浄学院高等学校事業報告

1. 生徒募集

令和2年度の3学年総計は266名。

令和3年度の入学者数は前年度より10名増加し79名。

2. 教育改革

昨年度に引き続き、教職員全員が「高質な教育」を提供できるように、教職員の意識改革に取り組んだ。

①教育における共通目標の再認識と個別指導の取り組み

教務部と進路指導部が中心となり、在校生の学力を分析し、主要教科を中心に学年・コース毎に授業展開と教授法の見直しを行った。

特進コースにおいては、昨年度の問題点を改善し、生徒、保護者、教員の連携を密に行い、3年後の姿を見据えた教育体制を構築した。

②生徒の自主的な学習習慣を身につけるための環境づくりへの取り組み

Classi機能を利用して、担任や教科担当者より課題等の提供を頻繁に行い、生徒の家庭学習の状況把握に努め、個々の生徒に応じた学習指導を行った。

また、昨年に引き続き、自習室にチュータを導入して、いつでも気軽に質問し、学習できる環境づくりに努めた。

③総合的な教員力の引き上げを目指し、計画的な教員養成プログラムの実施

今年度も「教授力アップ」を目指して、管理職や学校法人藍野大学理事による授業力評価とアドバイスを実施した。また、外部講師を招いて、教員の専門力アップのための講習会を実施した。

3. 進路実績

「進学実績の向上」を目標に、生徒一人ひとりの学習状況の管理や進路面談を丁寧に時間をかけて行った。また、生徒の希望する進路へ導くために、第3学年の教員を中心に進路検討会を実施し、生徒の課題を見つけて、それに教科担当者が徹底して取り組んだ。その結果、今年度は国立大学をはじめ、難関・有名私立大学へ合格者を輩出することができた。特に、特進コースにおいては、薬学部などの理系学部へ合格者を複数出すことができた。

【主な合格先】

和歌山大（観光）1名 藍野大学（医療保健一看護）2名 立命館大（総合心理）1名

龍谷大（文）1名 京都女子大（発達教育）1名 同志社女子（薬）1名

武庫川女子大（薬他）3名 摂南大（薬他）2名 関西外国語大（外国語他）3名

京都外国語大（外国語他）3名 桃山学院大（経他）2名 追手門学院大（心他）2名

千葉工業大（工）1名

令和 2 年度学校法人明浄学院法人本部事業報告

学校法人明浄学院は、令和元年度（平成 31 年度）の旧理事会の一連の不祥事の発覚や学校運営を巡る内部紛争により、令和 2 年 3 月に理事長及び理事職務代行者が選任された。また、同月、大阪地方裁判所より民事再生手続が開始され、裁判所の選任した管財人によって管理運営がなされることになった。本手続は、学院の教育・研究事業を従来どおり継続しながら再建を進めるもので、管財人のもと、文部科学省や大阪府教育庁などの所轄庁と連携しながら、定められた必要な諸手続を適切に遂行し、本学院の再生・再建が進められた。

また、本学院は、自力再建が困難であったことから、民事再生手続中に支援者の募集、選定を行った。結果、大阪観光大学は学校法人理知の杜理事長である麦島善光氏が、明浄学院高等学校は学校法人藍野大学が支援者となり、両支援者から資金や人材のサポートを受けることになった。そして、本学院は、令和 4 年 4 月 1 日に、学校法人藍野大学へ明浄学院高等学校の設置者変更（経営移管）を行い、同日以降は、大阪観光大学のみを運営する「一法人一大学」の学校法人へと生まれ変わることになった。

今般の民事再生手続、そして令和元年 12 月末の第三者委員会の答申を踏まえ、設置各校が各自の支援者の協力を得ながら、学生・生徒・保護者をはじめとするステークホルダーの信頼回復に向け、質の高い教育を提供するための基盤づくりを行った。また、管財人のもと理事会及び評議員会の正常化を図り、適正かつ健全な運営体制の構築により、支援者への事業承継が円滑に進むよう取り組んだ。

令和 2 年度当初の具体的な事業計画については、次のとおりの結果となった。

1. 民事再生手続のもと、文部科学省に提出した 5 か年経営改善計画（中期計画）の進捗管理と計画変更部分の追記、その他、所轄庁・関係団体への適切な報告を行った。
2. ガバナンス体制の強化を進め、「1」の中期計画で達成すべき目標（経営基盤の安定化）に向けて①～④の諸施策の実施・支援を行った。
 - ① 管財人のもと、健全な経営基盤を確立すべく新中期計画（2021-2026）を策定し、抜本的な見直しを図ることになった。
 - ② コンプライアンスに基づく各種規程の体系的な見直しを行うため、人事労務に関する管理体制の状況について労務監査を実施した。また、令和 4 年 4 月の一法人一大学に向けた新人事制度構築等の体制整備を行い、健全な労務管理への移行に向けて準備を行った。
 - ③ 日本私立学校振興・共済事業団を通しての受配者指定寄付金、及び特定公益増進法人としての寄付金募集を継続して行った。創立 100 周年については、明浄学院高等学校の記念式典を、令和 3 年 4 月 24 日（土）に web 形式で開催した。
 - ④ 令和 3 年度の大学の入学者数は、前年度に引き続き、定員を確保できた。高等学校の入学者数は、前年度の入学者数を若干上回るにとどまった。
3. 質の高い教育を提供できる体制づくりに向けて、管財人のもと理事会、評議員会及び監事体制の正常化を行った。また、支援者のサポートを得て、各校の施設設備の更新を開始した。教職員に対しては、適宜、学内説明会を開催し経営情報の開示に努めた。
4. 令和 4 年 4 月の明浄学院高等学校の設置者変更（経営移管）を控え、今後の高大教育体制のあり方については検討課題となった。

※財務状況の詳細については、決算書及び決算の概要等を参照。

